No.1

令和８年１２月

戸田市議会定例会議案

埼玉県戸田市

目　　次

報告第１９号　専決処分の報告について……１頁

議案第６２号　職員の給与に関する条例及び戸田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例……４頁

議案第６３号　市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例……２６頁

議案第６４号　令和８年度戸田市一般会計補正予算（第４号）…… 別冊 No. ２

議案第６５号　令和８年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）…… 別冊 No. ２

議案第６６号　令和８年度戸田市市民医療センター特別会計補正予算（第２号）…… 別冊 No. ２

議案第６７号　令和８年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）…… 別冊 No. ２

議案第６８号　令和８年度戸田市介護保険特別会計補正予算（第２号）…… 別冊 No. ２

議案第６９号　令和８年度戸田市在宅介護支援事業特別会計補正予算（第１号）…… 別冊 No. ２

議案第７０号　埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更について……２７頁

議案第７１号　戸田市行政センター条例の一部を改正する条例……２８頁

議案第７２号　戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例……２９頁

議案第７３号　戸田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……３４頁

議案第７４号　戸田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例……４１頁

議案第７５号　戸田市下水道条例の一部を改正する条例……４２頁

議案第７６号　戸田市火災予防条例の一部を改正する条例……４３頁

議案第７７号　戸田市交通災害共済条例を廃止する条例……４４頁

議案第７８号　戸田市火災共済条例を廃止する条例……４５頁

議案第７９号　東部分署庁舎改築等工事請負変更契約について……４６頁

議案第８０号　戸田南小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事請負
変更契約について……４７頁

議案第８１号　財産の処分について……４８頁

議案第８２号　指定管理者の指定について……５１頁

議案第８３号　令和８年度戸田市一般会計補正予算（第５号）…… 別冊 No. ３

議案第８４号　令和８年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算（第４
号）…… 別冊 No. ３

議案第８５号　令和８年度戸田市市民医療センター特別会計補正予算
（第３号）…… 別冊 No. ３

議案第８６号　令和８年度戸田市交通災害共済事業特別会計補正予算
（第１号）…… 別冊 No. ３

議案第８７号　令和８年度戸田市火災共済事業特別会計補正予算（第１号）…… 別冊 No. ３

議案第８８号　令和８年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）…… 別冊 No. ３

議案第８９号　令和８年度戸田市介護保険特別会計補正予算（第３号）…… 別冊 No. ３

議案第９０号　令和８年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）…… 別冊 No. ３

議案第９１号　令和８年度戸田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）…… 別冊 No. ３

議案第９２号　令和８年度戸田市水道事業会計補正予算（第１号）…… 別冊 No. ４

議案第９３号　令和８年度戸田市下水道事業会計補正予算（第１号）…… 別冊 No. ４

報告第１９号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年１１月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

専決第５号

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会の議決により指定された損害賠償について、次のとおり専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて

令和７年度勤勉手当の算定誤りを起因とした損害賠償の額を次のとおり定めるものとする。

１　損害賠償の額　　１６，０３９円

（内訳は、専決第５号資料のとおり。）

２　損害賠償の相手方　　戸田市職員２０名（内、退職者２名）

３　概要

令和７年度に支給した勤勉手当について、算定誤りが判明し、不足額を追加支給したことに伴い遅延損害金が発生したものである。

令和８年１０月３０日

戸田市長　菅　原　文　仁

専決第５号資料

遅延損害金個人別一覧

番号	遅延損害金（円）
１	１，３５４
２	９１１
３	８３０
４	１，２９７
５	９２９
６	１，１７７
７	１，０６７
８	８３５
９	８１８
１０	６４１
１１	９０８
１２	１，０５８
１３	９
１４	９５２
１５	７６１
１６	６４９
１７	４４６
１８	１０６
１９	５４５
２０	７４６
合計	１６，０３９

議案第６２号

職員の給与に関する条例及び戸田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第１７条の２第２項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に改め、同条第３項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に、「１００分の７１．２５」を「１００分の７３．７５」に改める。

第１７条の５第２項第１号中「１００分の１０６．２５」を「１００分の１０８．７５」に改め、同項第２号中「１００分の５１．２５」を「１００分の５３．７５」に改める。

別表第１から別表第４までを別記のように改める。

第２条　職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第１７条の２第２項中「１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に改め、同条第３項中「１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の７３．７５」を「１００分の７２．５」に改める。

第１７条の５第２項第１号中「１００分の１０８．７５」を「１００分の１０７．５」に改め、同項第２号中「１００分の５３．７５」を「１００分の５２．５」に改める。

（戸田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第３条　戸田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成１９年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項の表中「４０５,０００」を「４１９,０００」に、「４５５,０００」を「４７０,０００」に、「５０８,０００」を「５２５,０００」に、「５７４,０００」を「５９３,０００」に、「６５５,０００」を「６７７,０００」に、「７６５,０００」を「７９０,０００」に、「８９３,０００」を「９２３,０００」に改める。

第１０条第２項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に、「１００分の９６．２５」を「１００分の９８．７５」に、「１００分の１０６．２５」を「１００分の１０８．７５」に、「１００分の８８．７５」を「１００分の９１．２５」に改める。

第４条　戸田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第１０条第２項中「１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の９８．７５」を「１００分の９７．５」に、「１００分の１０８．７５」を「１００分の１０７．５」に、「１００分の９１．２５」を「１００分の９０」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第４条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第１７条の２第２項及び第３項並びに第１７条の５第２項の改正規定を除く。附則第４項において同じ。）による改正後の給与条例の規定及び第３条の規定（戸田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第１０条第２項の改正規定を除く。附則第４項において同じ。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和８年４月１日（次項において「切替日」という。）から適用する。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

３　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

４　改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の給与条例又は第３条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

５　前２項に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

令和８年１１月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

別表第１（第３条関係）

行政職給料表

職員の区分	号俸＼職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	488,100
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	489,400
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	490,700
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	492,000
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	492,900
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	493,700
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	494,500
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	495,300
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300	496,100
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800	496,900
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300	497,500
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800	498,100
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100	498,700
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400	499,300
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600	499,900
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800	500,500
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100	501,000
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400	501,500
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600	501,900
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800	502,300
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600	502,700
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400	503,000
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200	503,300
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800	503,600
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400	503,900
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000	504,200
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600	504,500
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300	504,800
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100	505,100
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500	505,400
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200	505,700
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700	506,000
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100	506,300

35	253, 300	288, 800	325, 200	373, 400	396, 500	428, 200	473, 500	506, 600
36	254, 300	289, 400	326, 500	375, 200	397, 500	428, 900	473, 900	506, 900
37	255, 300	290, 100	327, 800	376, 700	398, 300	429, 500	474, 300	507, 200
38	256, 200	290, 900	329, 100	378, 100	399, 200	430, 100	474, 600	507, 500
39	257, 100	291, 600	330, 400	379, 500	400, 100	430, 600	474, 900	507, 800
40	257, 900	292, 300	331, 700	380, 900	400, 900	431, 000	475, 200	508, 100
41	258, 700	293, 000	333, 100	382, 400	401, 700	431, 400	475, 500	508, 400
42	259, 300	293, 800	334, 300	383, 200	402, 500	431, 600	475, 800	508, 700
43	259, 900	294, 500	335, 500	384, 100	403, 300	431, 900	476, 100	508, 900
44	260, 500	295, 200	336, 600	385, 100	404, 000	432, 200	476, 400	509, 100
45	261, 100	295, 900	337, 500	386, 000	404, 700	432, 500	476, 700	509, 300
46	261, 700	296, 600	338, 700	387, 100	405, 400	432, 800	477, 000	
47	262, 300	297, 300	339, 900	388, 000	406, 100	433, 100	477, 300	
48	262, 900	297, 900	341, 200	389, 000	406, 800	433, 400	477, 600	
49	263, 400	298, 600	342, 300	389, 900	407, 300	433, 600	477, 900	
50	264, 000	299, 300	343, 500	390, 600	407, 900	433, 900	478, 200	
51	264, 600	300, 000	344, 700	391, 300	408, 500	434, 100	478, 500	
52	265, 100	300, 700	345, 900	391, 900	409, 200	434, 400	478, 800	
53	265, 500	301, 200	347, 200	392, 300	409, 600	434, 600	479, 100	
54	265, 900	301, 900	348, 200	392, 900	410, 200	434, 900	479, 400	
55	266, 200	302, 500	349, 300	393, 500	410, 800	435, 200	479, 700	
56	266, 500	303, 200	350, 400	394, 200	411, 300	435, 500	480, 000	
57	266, 800	303, 800	351, 100	394, 500	411, 700	435, 700	480, 300	
58	267, 100	304, 400	352, 000	395, 200	412, 300	436, 000	480, 600	
59	267, 400	305, 000	352, 700	395, 900	412, 900	436, 300	480, 900	
60	267, 700	305, 800	353, 500	396, 500	413, 400	436, 500	481, 200	
61	268, 000	306, 400	354, 300	396, 800	413, 800	436, 700	481, 500	
62	268, 300	306, 900	354, 700	397, 300	414, 300	437, 000	481, 800	
63	268, 600	307, 400	355, 200	397, 900	414, 800	437, 300	482, 100	
64	268, 900	307, 800	355, 900	398, 500	415, 400	437, 500	482, 400	
65	269, 200	308, 300	356, 700	398, 800	415, 700	437, 700	482, 700	
66	269, 500	308, 800	357, 400	399, 400	416, 100	438, 000	483, 000	
67	269, 800	309, 200	358, 100	400, 100	416, 400	438, 300	483, 300	
68	270, 100	309, 700	358, 700	400, 700	416, 800	438, 500	483, 600	
69	270, 400	310, 100	359, 200	401, 100	417, 100	438, 700	483, 900	
70	270, 700	310, 600	359, 800	401, 600	417, 400	439, 000	484, 200	
71	271, 000	311, 000	360, 300	402, 200	417, 700	439, 300		
72	271, 300	311, 500	360, 900	402, 700	417, 900	439, 500		
73	271, 600	311, 900	361, 200	403, 200	418, 100	439, 700		

74	271, 900	312, 300	361, 700	403, 800	418, 400	440, 000		
75	272, 200	312, 600	362, 000	404, 200	418, 700	440, 300		
76	272, 500	312, 900	362, 400	404, 500	418, 900	440, 600		
77	272, 800	313, 100	362, 800	404, 900	419, 100	440, 900		
78	273, 100	313, 400	363, 300	405, 400	419, 400	441, 200		
79	273, 400	313, 600	363, 800	405, 800	419, 700	441, 500		
80	273, 700	313, 900	364, 300	406, 200	419, 900	441, 800		
81	274, 000	314, 100	364, 600	406, 600	420, 100	442, 100		
82	274, 300	314, 300	365, 000	407, 100	420, 400	442, 400		
83	274, 600	314, 600	365, 400	407, 500	420, 700	442, 700		
84	274, 900	314, 800	365, 800	407, 900	420, 900	443, 000		
85	275, 200	315, 100	366, 100	408, 200	421, 100	443, 300		
86	275, 500	315, 300	366, 500	408, 600	421, 400	443, 600		
87	275, 800	315, 600	366, 900	409, 000	421, 700	443, 900		
88	276, 100	315, 900	367, 300	409, 400	422, 000	444, 200		
89	276, 400	316, 200	367, 500	409, 800	422, 300	444, 500		
90	276, 700	316, 500	367, 900	410, 200	422, 600	444, 800		
91	277, 000	316, 800	368, 300	410, 600	422, 900	445, 100		
92	277, 300	317, 100	368, 700	411, 000	423, 200	445, 400		
93	277, 600	317, 300	368, 900	411, 400	423, 500	445, 700		
94		317, 500	369, 200	411, 800	423, 800	446, 000		
95		317, 800	369, 600	412, 200	424, 100	446, 300		
96		318, 200	369, 900	412, 600	424, 400	446, 600		
97		318, 400	370, 200	413, 000	424, 700	446, 900		
98		318, 700	370, 600	413, 400	425, 000	447, 200		
99		319, 000	371, 000	413, 800	425, 300	447, 500		
100		319, 400	371, 400	414, 200	425, 600	447, 800		
101		319, 600	371, 900	414, 600	425, 900	448, 100		
102		319, 900	372, 300	415, 000	426, 200	448, 400		
103		320, 200	372, 700	415, 400	426, 500	448, 700		
104		320, 500	373, 100	415, 800	426, 800	449, 000		
105		320, 700	373, 600	416, 200	427, 100	449, 300		
106		321, 000	374, 000	416, 600	427, 400	449, 600		
107		321, 300	374, 300	417, 000	427, 700	449, 900		
108		321, 600	374, 600	417, 400	428, 000	450, 200		
109		321, 800	375, 000	417, 800	428, 300	450, 500		
110		322, 100	375, 300	418, 200	428, 600	450, 800		
111		322, 500	375, 600	418, 600	428, 900	451, 100		
112		322, 800	375, 900	419, 000	429, 200	451, 400		

	113		323,000	376,200	419,300	429,500			
	114		323,200	376,500	419,600	429,800			
	115		323,500	376,800	419,900	430,100			
	116		323,900	377,100	420,200	430,400			
	117		324,100	377,400	420,500	430,700			
	118		324,300	377,700	420,800	431,000			
	119		324,600	378,000	421,100	431,300			
	120		324,900	378,300	421,400	431,600			
	121		325,200	378,600	421,700	431,900			
	122		325,400	378,900	422,000	432,200			
	123		325,700	379,200	422,300	432,500			
	124		326,000	379,500	422,600	432,800			
	125		326,300	379,800	422,900	433,100			
	126			380,100	423,200	433,400			
	127			380,400	423,500	433,700			
	128			380,700	423,800	434,000			
	129			381,000	424,100	434,300			
	130			381,300	424,400	434,600			
	131			381,600	424,700	434,900			
	132			381,900	425,000				
	133			382,200	425,300				
	134			382,500	425,600				
	135			382,800	425,900				
	136			383,100	426,200				
	137			383,400	426,500				
	138			383,700	426,800				
	139			384,000	427,100				
	140			384,300					
	141			384,600					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	359,500	405,400	442,400

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第２（第３条関係）

医療職給料表（１）

職員の区分	号俸＼職務の級	１級	２級
		給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円
	1	584,000	632,700
	2	585,600	634,200
	3	587,100	635,700
	4	588,600	637,100
	5	590,100	638,500
	6	591,400	639,500
	7	592,700	640,500
	8	594,000	641,500
	9	595,200	642,500
	10	596,200	643,500
	11	597,200	644,500
	12	598,100	645,500
	13	599,000	646,400
	14	599,900	647,300
	15	600,800	648,300
	16	601,700	649,300
	17	602,600	650,300
	18	603,400	651,300
	19	604,200	652,300
	20	605,100	653,300
	21	606,000	654,300
	22	606,900	655,200
	23	607,700	656,200
	24	608,500	657,200
	25	609,400	658,100
	26	610,300	659,100
	27	611,100	660,000
	28	611,900	660,900
	29	612,800	661,800
	30	613,700	662,700
	31	614,500	663,600
	32	615,400	664,500
	33	616,300	665,400
	34	617,200	666,300

35	618, 100	667, 200
36	619, 000	668, 100
37	619, 900	669, 000
38	620, 800	669, 900
39	621, 700	670, 800
40	622, 600	671, 700
41	623, 500	672, 600
42	624, 400	673, 500
43	625, 300	674, 400
44	626, 200	675, 300
45	627, 100	676, 200
46	628, 000	677, 100
47	628, 900	678, 000
48	629, 800	678, 900
49	630, 700	679, 800
50	631, 600	680, 700
51	632, 500	681, 600
52	633, 400	682, 500
53	634, 300	683, 400
54	635, 200	684, 300
55	636, 100	685, 200
56	637, 000	686, 100
57	637, 900	687, 000
58	638, 800	687, 900
59	639, 700	688, 800
60	640, 600	689, 700
61	641, 500	690, 600
62	642, 400	691, 500
63	643, 300	692, 400
64	644, 200	693, 300
65	645, 100	694, 200
66	646, 000	695, 100
67	646, 900	696, 000
68	647, 800	696, 900
69	648, 700	697, 800
70	649, 600	698, 700
71	650, 500	699, 600
72	651, 400	700, 500
73	652, 300	701, 400

74	653, 200	702, 300
75	654, 100	703, 200
76	655, 000	704, 100
77	655, 900	705, 000
78	656, 800	705, 900
79	657, 700	706, 800
80	658, 600	707, 700
81	659, 500	708, 600
82	660, 400	709, 500
83	661, 300	710, 400
84	662, 200	711, 300
85	663, 100	712, 200
86	664, 000	713, 100
87	664, 900	714, 000
88	665, 800	714, 900
89	666, 700	715, 800
90	667, 600	716, 700
91	668, 500	717, 600
92	669, 400	718, 500
93	670, 300	719, 400
94	671, 200	720, 300
95	672, 100	721, 200
96	673, 000	722, 100
97	673, 900	723, 000
98	674, 800	723, 900
99	675, 700	724, 800
100	676, 600	725, 700
101	677, 500	726, 600
102	678, 400	727, 500
103	679, 300	728, 400
104	680, 200	729, 300
105	681, 100	730, 200
106	682, 000	731, 100
107	682, 900	732, 000
108	683, 800	732, 900
109	684, 700	733, 800
110	685, 600	734, 700
111	686, 500	735, 600
112	687, 400	736, 500

	113	688, 300	737, 400
	114	689, 200	738, 300
	115	690, 100	739, 200
	116	691, 000	740, 100
	117	691, 900	741, 000
	118	692, 800	741, 900
	119	693, 700	742, 800
	120	694, 600	743, 700
	121	695, 500	744, 600
	122	696, 400	745, 500
	123	697, 300	746, 400
	124	698, 200	747, 300
	125	699, 100	748, 200
	126	700, 000	749, 100
	127	700, 900	750, 000
	128	701, 800	750, 900
	129	702, 700	751, 800
	130	703, 600	752, 700
	131	704, 500	753, 600
	132	705, 400	754, 500
	133	706, 300	755, 400
	134	707, 200	756, 300
	135	708, 100	757, 200
	136	709, 000	758, 100
	137	709, 900	759, 000
	138	710, 800	759, 900
	139	711, 700	760, 800
	140	712, 600	761, 700
	141	713, 500	762, 600
	142	714, 400	763, 500
	143		764, 400
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額
		528, 200	636, 200

備考　この表は、医師及び歯科医師に適用する。

別表第３（第３条関係）

医療職給料表（２）

職員の区分	号俸＼職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	238,400	284,500	303,700	337,600	385,000
	2	240,500	285,300	304,500	339,100	386,700
	3	242,600	286,000	305,200	340,600	388,300
	4	243,700	286,800	305,900	342,000	389,900
	5	244,700	287,600	306,700	343,500	391,400
	6	245,700	288,400	307,400	345,100	393,000
	7	246,800	289,200	308,100	346,700	394,600
	8	247,600	289,900	308,800	348,200	396,200
	9	249,600	290,600	309,600	349,700	397,800
	10	250,900	291,400	310,300	351,300	399,800
	11	252,200	292,200	311,100	352,900	401,800
	12	253,500	293,000	311,700	354,400	403,800
	13	254,700	293,800	312,300	355,900	405,200
	14	255,800	294,600	313,400	357,500	406,900
	15	256,800	295,300	314,600	359,100	408,600
	16	257,700	296,100	315,900	360,700	410,300
	17	258,800	296,900	317,100	362,200	412,000
	18	259,900	297,800	318,300	363,700	413,500
	19	261,000	298,600	319,400	365,300	415,000
	20	262,200	299,300	320,600	366,800	416,500
	21	263,400	300,100	321,900	368,100	417,800
	22	264,600	301,000	323,100	369,600	419,100
	23	265,800	301,900	324,300	371,100	420,400
	24	266,900	302,600	325,500	372,500	421,500
	25	267,900	303,300	326,700	373,900	422,600
	26	268,900	304,200	327,900	375,400	423,700
	27	270,000	305,100	329,100	376,900	424,800
	28	271,000	305,900	330,300	378,300	425,900
	29	272,100	306,700	331,600	379,700	426,700
	30	273,000	307,700	332,800	381,300	427,500
	31	273,800	308,700	334,100	382,700	428,200
	32	274,600	309,700	335,300	384,200	429,000
	33	275,400	310,700	336,500	385,400	429,400
	34	276,200	311,800	337,600	386,500	430,000
	35	277,000	312,900	338,800	387,700	430,500

36	277, 800	313, 800	340, 000	388, 800	430, 900
37	278, 500	314, 800	341, 300	389, 800	431, 300
38	279, 300	315, 900	342, 500	390, 600	431, 500
39	280, 100	317, 000	343, 700	391, 500	431, 800
40	280, 900	318, 000	344, 800	392, 600	432, 100
41	281, 700	319, 000	345, 700	393, 600	432, 400
42	282, 500	320, 200	346, 900	394, 600	432, 700
43	283, 100	321, 400	348, 000	395, 600	433, 000
44	283, 900	322, 500	349, 100	396, 500	433, 300
45	284, 800	323, 500	350, 000	397, 300	433, 500
46	285, 600	324, 600	350, 900	398, 100	433, 800
47	286, 400	325, 700	351, 900	399, 000	434, 100
48	287, 100	326, 800	352, 800	399, 800	434, 400
49	287, 800	327, 900	353, 700	400, 300	434, 600
50	288, 600	328, 900	354, 600	401, 100	434, 800
51	289, 400	329, 900	355, 600	401, 900	435, 100
52	290, 100	331, 000	356, 500	402, 700	435, 400
53	290, 800	332, 000	357, 000	403, 100	435, 600
54	291, 600	332, 900	357, 900	403, 800	435, 900
55	292, 400	333, 800	358, 600	404, 500	436, 200
56	293, 100	334, 800	359, 500	405, 100	436, 500
57	293, 800	335, 700	360, 200	405, 500	436, 800
58	294, 600	336, 500	360, 500	406, 000	437, 100
59	295, 200	337, 500	360, 900	406, 600	437, 400
60	295, 900	338, 400	361, 500	407, 200	437, 700
61	296, 600	339, 300	362, 100	407, 600	438, 000
62	297, 300	340, 000	362, 800	408, 100	438, 300
63	298, 000	340, 700	363, 500	408, 600	438, 600
64	298, 600	341, 300	364, 100	409, 100	438, 900
65	299, 300	341, 900	364, 800	409, 700	439, 200
66	300, 100	342, 600	365, 300	410, 200	439, 500
67	300, 800	343, 200	365, 900	410, 800	439, 800
68	301, 400	343, 800	366, 500	411, 400	440, 100
69	301, 900	344, 400	366, 800	411, 900	
70	302, 600	344, 600	367, 300	412, 400	
71	303, 300	345, 000	367, 700	412, 800	
72	303, 900	345, 500	368, 200	413, 200	
73	304, 400	346, 100	368, 700	413, 500	
74	305, 000	346, 600	369, 200	414, 000	
75	305, 700	347, 100	369, 700	414, 400	

76	306, 400	347, 500	370, 100	414, 800	
77	307, 000	348, 100	370, 400	415, 200	
78	307, 500	348, 600	370, 700	415, 500	
79	308, 100	349, 000	370, 900	415, 800	
80	308, 600	349, 500	371, 200	416, 100	
81	309, 200	350, 000	371, 700	416, 400	
82	309, 600	350, 300	372, 000	416, 700	
83	309, 900	350, 500	372, 300	417, 000	
84	310, 200	350, 800	372, 600	417, 300	
85	310, 500	351, 200	373, 000	417, 600	
86	310, 800	351, 600	373, 300	417, 900	
87	311, 000	351, 900	373, 600	418, 200	
88	311, 300	352, 200	373, 900	418, 500	
89	311, 600	352, 500	374, 300	418, 800	
90	311, 800	352, 700	374, 600	419, 100	
91	312, 100	353, 100	374, 800	419, 400	
92	312, 400	353, 400	375, 100	419, 700	
93	312, 600	353, 600	375, 400	420, 000	
94	312, 800	353, 900	375, 800	420, 300	
95	313, 000	354, 200	376, 200	420, 600	
96	313, 200	354, 400	376, 600	420, 900	
97	313, 600	354, 600	377, 100	421, 200	
98	313, 800	354, 900	377, 500	421, 500	
99	314, 000	355, 200	377, 900	421, 800	
100	314, 200	355, 400	378, 300	422, 100	
101	314, 600	355, 600	378, 800	422, 400	
102	314, 800	355, 800	379, 100	422, 700	
103	315, 000	356, 200	379, 400	423, 000	
104	315, 300	356, 400	379, 700	423, 300	
105	315, 600	356, 600	380, 000	423, 600	
106	315, 800	356, 900	380, 300	423, 900	
107	316, 000	357, 300	380, 600	424, 200	
108	316, 300	357, 700	380, 900	424, 500	
109	316, 600	357, 900	381, 200	424, 800	
110	316, 800	358, 200	381, 500	425, 100	
111	317, 000	358, 500	381, 800	425, 400	
112	317, 300	358, 800	382, 100	425, 700	
113	317, 600	359, 100	382, 400	426, 000	
114		359, 400	382, 700	426, 300	
115		359, 700	383, 000	426, 600	

116		360, 000	383, 300		
117		360, 300	383, 600		
118		360, 600	383, 900		
119		360, 900	384, 200		
120		361, 200	384, 500		
121		361, 500	384, 800		
122		361, 800	385, 100		
123		362, 100	385, 400		
124		362, 400	385, 700		
125		362, 700	386, 000		
126		363, 000	386, 300		
127		363, 300	386, 600		
128		363, 600	386, 900		
129		363, 900	387, 200		
130		364, 200	387, 500		
131		364, 500	387, 800		
132		364, 800	388, 100		
133		365, 100	388, 400		
134		365, 400	388, 700		
135		365, 700	389, 000		
136		366, 000	389, 300		
137		366, 300	389, 600		
138		366, 600	389, 900		
139		366, 900	390, 200		
140		367, 200	390, 500		
141		367, 500	390, 800		
142		367, 800	391, 100		
143		368, 100	391, 400		
144			391, 700		
145			392, 000		
146			392, 300		
147			392, 600		
148			392, 900		
149			393, 200		
150			393, 500		
151			393, 800		
152			394, 100		
153			394, 400		
154			394, 700		
155			395, 000		

156			395, 300		
157			395, 600		
158			395, 900		
159			396, 200		
160			396, 500		
161			396, 800		
162			397, 100		
163			397, 400		
164			397, 700		
165			398, 000		
166			398, 300		
167			398, 600		
168			398, 900		
169			399, 200		
170			399, 500		
171			399, 800		
172			400, 100		
173			400, 400		
174			400, 700		
175			401, 000		
176			401, 300		
177			401, 600		
178			401, 900		
179			402, 200		
180			402, 500		
181			402, 800		
182			403, 100		
183			403, 400		
184			403, 700		
185			404, 000		
186			404, 300		
187			404, 600		
188			404, 900		
189			405, 200		
190			405, 500		
191			405, 800		
192			406, 100		
193			406, 400		
194			406, 700		
195			407, 000		

	196			407, 300		
	197			407, 600		
	198			407, 900		
	199			408, 200		
	200			408, 500		
	201			408, 800		
	202			409, 100		
	203			409, 400		
	204			409, 700		
	205			410, 000		
	206			410, 300		
	207			410, 600		
	208			410, 900		
	209			411, 200		
	210			411, 500		
	211			411, 800		
	212			412, 100		
	213			412, 400		
	214			412, 700		
	215			413, 000		
	216			413, 300		
	217			413, 600		
	218			413, 900		
	219			414, 200		
	220			414, 500		
	221			414, 800		
	222			415, 100		
	223			415, 400		
	224			415, 700		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 247, 700	基準給料月額 279, 200	基準給料月額 294, 400	基準給料月額 323, 100	基準給料月額 368, 700

備考　この表は、市民医療センターに勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士及び歯科衛生士に適用する。

別表第４（第３条関係）

医療職給料表（３）

職員の区分	号俸＼職務の級	１級	２級	３級	４級	５級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	232,500	304,700	318,200	342,300	386,200
	2	234,400	305,200	318,700	343,300	388,000
	3	236,200	305,700	319,200	344,300	389,700
	4	237,900	306,200	319,700	345,300	391,500
	5	239,600	306,600	320,200	346,400	393,400
	6	241,500	307,100	320,700	347,600	395,400
	7	243,400	307,600	321,300	348,800	397,500
	8	245,100	308,000	321,700	350,000	399,600
	9	246,800	308,400	322,200	351,000	401,300
	10	248,700	308,900	322,700	352,200	403,400
	11	250,600	309,400	323,300	353,400	405,500
	12	252,500	309,900	323,800	354,500	407,500
	13	254,300	310,300	324,200	355,600	409,400
	14	256,300	310,800	324,800	356,700	411,000
	15	258,300	311,200	325,500	357,900	412,800
	16	260,300	311,700	326,100	359,000	414,600
	17	262,300	312,200	326,800	360,100	416,300
	18	265,700	312,600	327,700	361,200	418,000
	19	267,800	313,100	328,600	362,300	420,000
	20	270,000	313,500	329,500	363,400	421,700
	21	272,200	314,000	330,300	364,500	423,400
	22	274,400	314,400	331,300	365,700	425,100
	23	275,400	314,900	332,200	366,800	426,900
	24	276,200	315,300	333,000	367,900	428,700
	25	277,100	315,800	333,800	368,900	430,300
	26	277,900	316,400	334,700	370,200	432,000
	27	279,000	317,100	335,600	371,500	433,800
	28	280,100	317,800	336,500	372,800	435,600
	29	281,000	318,500	337,300	374,000	437,100
	30	281,800	319,200	338,400	375,500	438,600
	31	282,500	319,900	339,500	377,000	440,100
	32	283,200	320,700	340,600	378,500	441,400
	33	284,000	321,500	341,800	379,700	442,600
	34	285,100	322,300	342,800	381,200	443,700

35	286, 000	323, 000	343, 900	382, 600	444, 900
36	286, 900	323, 700	345, 000	384, 000	446, 100
37	287, 800	324, 500	346, 100	385, 400	447, 400
38	288, 800	325, 300	347, 200	386, 400	448, 500
39	289, 800	326, 100	348, 300	387, 800	449, 700
40	290, 700	326, 900	349, 400	389, 100	450, 900
41	291, 700	327, 600	350, 200	390, 400	452, 100
42	292, 500	328, 500	351, 300	391, 800	453, 100
43	293, 400	329, 500	352, 400	393, 100	454, 200
44	294, 300	330, 400	353, 400	394, 400	455, 300
45	295, 200	331, 300	354, 300	395, 900	456, 300
46	296, 200	332, 300	355, 200	397, 100	456, 800
47	296, 900	333, 300	356, 200	398, 200	457, 300
48	297, 600	334, 200	357, 200	399, 400	457, 700
49	298, 300	335, 100	358, 400	400, 500	458, 300
50	298, 900	336, 000	359, 700	401, 400	458, 800
51	299, 500	337, 000	360, 900	402, 400	459, 200
52	300, 000	338, 000	362, 100	403, 300	459, 700
53	300, 400	338, 800	363, 000	403, 900	460, 200
54	300, 800	339, 700	364, 200	404, 700	460, 600
55	301, 400	340, 700	365, 300	405, 500	460, 900
56	301, 900	341, 600	366, 600	406, 300	461, 200
57	302, 300	342, 500	367, 600	407, 000	461, 600
58	302, 700	343, 400	368, 500	407, 700	
59	303, 200	344, 400	369, 600	408, 400	
60	303, 600	345, 300	370, 800	409, 000	
61	304, 100	346, 200	371, 900	409, 600	
62	304, 600	347, 300	373, 100	410, 200	
63	305, 000	348, 500	374, 300	410, 900	
64	305, 500	349, 700	375, 300	411, 500	
65	305, 900	350, 400	376, 300	412, 200	
66	306, 400	351, 500	377, 300	412, 700	
67	306, 800	352, 600	378, 400	413, 300	
68	307, 300	353, 500	379, 500	413, 800	
69	307, 800	354, 600	380, 300	414, 200	
70	308, 200	355, 300	381, 400	414, 800	
71	308, 600	356, 400	382, 500	415, 200	
72	309, 100	357, 500	383, 500	415, 500	
73	309, 500	358, 600	384, 200	415, 800	

74	310, 000	359, 800	385, 000	416, 300	
75	310, 700	360, 900	385, 800	416, 700	
76	311, 400	362, 000	386, 500	417, 000	
77	312, 100	363, 100	387, 100	417, 300	
78	312, 800	364, 200	387, 600	417, 800	
79	313, 700	365, 200	388, 100	418, 300	
80	314, 600	366, 300	388, 600	418, 700	
81	315, 300	367, 200	389, 200	419, 000	
82	316, 000	368, 200	389, 700	419, 400	
83	316, 900	369, 100	390, 200	419, 900	
84	317, 700	370, 100	390, 700	420, 300	
85	318, 500	371, 000	391, 100	420, 700	
86	319, 200	371, 800	391, 500	421, 000	
87	320, 100	372, 600	392, 100	421, 300	
88	321, 000	373, 400	392, 600	421, 600	
89	321, 800	374, 000	392, 900	421, 900	
90	322, 700	374, 600	393, 400	422, 200	
91	323, 500	375, 200	393, 700	422, 500	
92	324, 400	375, 800	394, 000	422, 800	
93	325, 300	376, 200	394, 600	423, 100	
94	326, 100	376, 600	395, 100	423, 400	
95	327, 000	377, 100	395, 600	423, 700	
96	327, 900	377, 500	396, 100	424, 000	
97	328, 700	378, 000	396, 700	424, 300	
98	329, 200	378, 400	397, 200	424, 600	
99	329, 900	378, 900	397, 700	424, 900	
100	330, 700	379, 300	398, 100	425, 200	
101	331, 500	379, 600	398, 700	425, 500	
102	332, 300	380, 100	399, 200	425, 800	
103	333, 100	380, 400	399, 700	426, 100	
104	334, 100	380, 700	400, 200	426, 400	
105	335, 100	381, 100	400, 800	426, 700	
106	336, 000	381, 600	401, 200	427, 000	
107	337, 000	382, 100	401, 700	427, 300	
108	338, 000	382, 600	402, 200	427, 600	
109	339, 000	383, 100	402, 800	427, 900	
110	339, 800	383, 600	403, 100	428, 200	
111	340, 500	384, 100	403, 400	428, 500	
112	341, 200	384, 500	403, 700	428, 800	

113	341, 800	384, 900	404, 000	429, 100	
114	342, 200	385, 300	404, 300	429, 400	
115	342, 500	385, 800	404, 600	429, 700	
116	343, 000	386, 300	404, 900	430, 000	
117	343, 600	386, 700	405, 200	430, 300	
118	344, 000	387, 200	405, 500	430, 600	
119	344, 500	387, 700	405, 800	430, 900	
120	345, 100	388, 200	406, 100	431, 200	
121	345, 600	388, 500	406, 400	431, 500	
122	346, 000		406, 700	431, 800	
123	346, 500		407, 000	432, 100	
124	347, 000		407, 300	432, 400	
125	347, 500		407, 600	432, 700	
126	347, 900		407, 900	433, 000	
127	348, 200		408, 200	433, 300	
128	348, 500		408, 500	433, 600	
129	348, 800		408, 800	433, 900	
130	349, 100		409, 100	434, 200	
131	349, 500		409, 400	434, 500	
132	349, 800		409, 700	434, 800	
133	350, 100		410, 000	435, 100	
134	350, 300		410, 300	435, 400	
135	350, 600		410, 600	435, 700	
136	350, 900		410, 900	436, 000	
137	351, 100		411, 200	436, 300	
138	351, 300		411, 500	436, 600	
139	351, 600		411, 800	436, 900	
140	351, 900		412, 100	437, 200	
141	352, 200		412, 400	437, 500	
142	352, 400		412, 700	437, 800	
143	352, 700		413, 000	438, 100	
144	353, 000		413, 300	438, 400	
145	353, 200		413, 600	438, 700	
146	353, 400		413, 900	439, 000	
147	353, 600		414, 200	439, 300	
148	353, 900		414, 500	439, 600	
149	354, 100		414, 800	439, 900	
150	354, 400		415, 100	440, 200	
151	354, 800		415, 400	440, 500	

152	355, 200		415, 700	440, 800	
153	355, 600		416, 000		
154	355, 900		416, 300		
155	356, 300		416, 600		
156	356, 700		416, 900		
157	357, 100		417, 200		
158	357, 400		417, 500		
159	357, 800		417, 800		
160	358, 100		418, 100		
161	358, 500		418, 400		
162	358, 800		418, 700		
163	359, 200		419, 000		
164	359, 600		419, 300		
165	360, 000		419, 600		
166	360, 300		419, 900		
167	360, 700		420, 200		
168	361, 100		420, 500		
169	361, 500		420, 800		
170	361, 800		421, 100		
171			421, 400		
172			421, 700		
173			422, 000		
174			422, 300		
175			422, 600		
176			422, 900		
177			423, 200		
178			423, 500		
179			423, 800		
180			424, 100		
181			424, 400		
182			424, 700		
183			425, 000		
184			425, 300		
185			425, 600		
186			425, 900		
187			426, 200		
188			426, 500		
189			426, 800		
190			427, 100		

	191			427,400		
	192			427,700		
	193			428,000		
	194			428,300		
	195			428,600		
	196			428,900		
	197			429,200		
	198			429,500		
	199			429,800		
	200			430,100		
	201			430,400		
	202			430,700		
	203			431,000		
	204			431,300		
	205			431,600		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		292,600	300,900	312,600	331,000	372,300

備考　この表は、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

議案第６３号

市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正）

第１条　市長及び副市長の給与に関する条例（昭和４３年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「１００分の２３２．５」を「１００分の２３７．５」に改める。

第２条　市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「１００分の２３７．５」を「１００分の２３５」に改める。

（戸田市議員報酬及び議員の費用弁償等に関する条例の一部改正）

第３条　戸田市議員報酬及び議員の費用弁償等に関する条例（昭和３６年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「１００分の２３２．５」を「１００分の２３７．５」に改める。

第４条　戸田市議員報酬及び議員の費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「１００分の２３７．５」を「１００分の２３５」に改める。

（戸田市教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部改正）

第５条　戸田市教育委員会教育長の給料等に関する条例（昭和３９年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「１００分の２３２．５」を「１００分の２３７．５」に改める。

第６条　戸田市教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「１００分の２３７．５」を「１００分の２３５」に改める。

附　則

この条例中第１条、第３条及び第５条の規定は公布の日から、第２条、第４条及び第６条の規定は令和９年４月１日から施行する。

令和８年１１月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第７０号

埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、令和９年３月３１日をもって、埼玉県市町村総合事務組合から久喜宮代衛生組合が脱退し、埼玉県市町村総合事務組合規約を以下のとおり変更することについて議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合規約（平成１８年指令市第７４５号）の一部を次のように変更する。

別表第１及び別表第２第４条第１号に掲げる事務の項組合市町村の欄中「蓮田白岡衛生組合　久喜宮代衛生組合」を「蓮田白岡衛生組合」に改める。

附　則

この規約は、令和９年４月１日から施行する。

議案第７１号

戸田市行政センター条例の一部を改正する条例

戸田市行政センター条例（平成２２年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第３条中第２号を削り、第３号を第２号とする。

第４条中「(2)　観光情報館　戸田市観光情報館トビック」を削り、「(3)」を「(2)」に改める。

第７条の表イの項を削り、同表ウの項を同表イの項とする。

第８条から第１３条までを削り、第１４条を第８条とする。

第１５条中「使用者若しくは」を削り、「き損し」を「毀損し」に改め、同条を第９条とし、第１６条を第１０条とし、第１７条を第１１条とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前の施設等の使用については、なお従前の例による。

令和８年１１月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第７２号

戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第２条中「又は第１２項第２号」を「若しくは第１２項第２号」に改め、「場合」の次に「又は同条第１０項第３号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満３歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第６条第１項中「事項」の次に「（法第６条の３第１０項第３号に掲げる事業（以下「満３歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満３歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第１号及び第２号に掲げる事項）」を加え、同項第３号中「当該家庭的保育事業者等」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項及び第７項において同じ。）」を加え、同条第７項中「、次に掲げる」を「次に掲げる」に改め、「のものに限る。）」の次に「又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改める。

第１３条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第１３条　家庭的保育事業者等は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第１８条第６号中「利用定員」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満３歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第２７条中「小規模保育事業Ｂ型」及び「小規模保育事業Ｃ型」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第２９条第２項第３号中「第６条の３第１０項第２号」の次に「又は第３号」を加え、同条第３項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（附則第８項又は第９項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第３１条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事

業所Ｂ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第３５条中「第６条の３第１０項」を「第６条の３第１０項第１号」に改める。

第４４条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第８項又は第９項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第４７条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第４８条中「と、同条第４号中「次号」とあるのは「第４８条において準用する第２８条第５号」」を削る。

附則第４項中「家庭的保育事業者等（」の次に「満３歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第７項中「家庭的保育事業等」の次に「（満３歳以上限定小規模保育

事業を除く。）」を加える。

附則第１０項中「法第１８条の１８第１項の登録を受けた者をいい、第２９条第３項若しくは第４４条第３項」を「第２９条第３項若しくは第４項若しくは第４４条第３項若しくは第４項」に、「保育士の数（前２項の規定の適用がないとした場合の第２９条第２項又は第４４条第２項により算定されるものをいう。）」を「前２項の規定の適用がないものとした場合の第２９条第２項又は第４４条第２項により算定される保育士の数」に改める。

（戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和６年条例第３５号)の一部を次のように改正する。

附則第２項中「当分の間」を「令和１０年３月３１日までの間」に改め、「規定」の次に「（満３歳以上満４歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加え、附則に次の１項を加える。

３　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第２条及び次項の規定は公布の日から、第１条中戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第１３条の改正規定は、令和８年１２月２５日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第３条第４項の条例で定める日）

２　児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）附則第３条第４項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

令和８年１１月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第７３号

戸田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

戸田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２４号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第５２条」を「―第５２条」に改める。

第２条第６号を次のように改める。

(6)　満３歳未満等小規模保育事業　児童福祉法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業を除く。）をいう。

第２条第６号の次に次の１号を加える。

(6)の2　満３歳以上限定小規模保育事業　児童福祉法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業に限る。）をいう。

第２条第１１号の次に次の３号を加える。

(11)の2　教育認定子ども　法第２７条第１項に規定する教育認定子どもをいう。

(11)の3　満３歳以上保育認定子ども　法第２７条第１項に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の4　保育認定子ども　法第２９条第２項に規定する保育認定子どもをいう。

第６条第２項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども又は満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第４項中「選考方法」の次に「又は前項に規定する選考の方法」を加える。

第７条第２項中「法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第９条第１項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第１３条第４項第３号ア（ア）中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア（イ）中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中

「以下イ」を「以下このイ」に改め、同号イ（ア）中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第２０条第７号中「及び第３項に規定する選考方法」を「に規定する選考方法及び同条第３項に規定する選考の方法」に改める。

第２２条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第２５条中「幼稚園」を「学校教育法第１条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第３５条第１項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第２号」に、「同条第４項第３号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第４項第３号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第３６条第１項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教

育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第４項第３号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第４項第３号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第３７条第１項中「第２８条」、「第３１条」及び「第３３条」を「第２７条」に改め、同条第２項を次のように改める。

２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1)　家庭的保育事業、満３歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業　法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2)　事業所内保育事業　法第４３条第３項に規定する労働者等監護満３歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第３７条に次の１項を加える。

３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第３９条第２項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この節」の次に「（第４３条第１項を除く。）」を加え、同条第４項中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「前項」を「前２項」に、「選考方法」を「選考の方法」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に

係る利用定員の総数を超える場合においては、法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第４０条第２項及び第４１条中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第４２条第１項第１号中「満３歳未満保育認定こども」を「保育認定こども」に改め、同項第３号中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項、第７項及び第１２項において同じ。）」を、「により特定地域型保育」の次に「（満３歳以上限定小規模保育を除く。第６項及び第１２項において同じ。）」を加え、「小学校就学前子ども」を「法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子ども」に改め、「以下この号及び」を削り、同条第７項中「、次に掲げる」を「次に掲げる」に改め、「のものに限る。）」の次に「又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改め、同条中第１１項を第１２項とし、第８項から第１０項までを１項ずつ繰り下げ、第７項の次に次の１項を加える。

８　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第１項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第３号に係る連携協力を求めることを要しない。

第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第４６条第７号中「第３９条第２項に規定する選考方法」を「第３９条第２項及び第３項に規定する選考の方法」に改める。

第４７条第１項及び第２項ただし書中「満３歳未満保育認定こども」を「保育認定こども」に改める。

第４８条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第４９条第２項中「満３歳未満保育認定こども」を「保育認定こども」に改める。

第５０条中「満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子ども」を「教育認定こども」に、「第１２条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第１４条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第１項」を「第１４条第１項」に、「と読

み替える」を「と、第２５条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第２７条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育･保育施設の職員にあっては、同法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第５１条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第１項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第１項」を「第５２条第１項」に、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「いう。次条第３項」の次に「及び第５２条第３項」を加え、「第４０条第２項」を「第３７条第３項、第３９条第３項及び第４０条第２項」に、「含む。次条第３項」を「含む。第５２条第３項」に改め、「以下この節」の次に「（第４３条第１項を除く。）」を加え、「同条第１号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除き、第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。）」に改め、「第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育･保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定こども」に、「前４項」を「前各項」に改め、同条の次に次の１条を加える。

第５１条の２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可

基準を遵守しなければならない。

２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第３７条第３項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節（第３７条第２項、第３９条第２項及び第４０条第２項を除き、第５０条において準用する第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３３条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第３９条第３項中「第１９条第２号」とあるのは「第１９条第１号」と、「満３歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第１９条第２号」と、「法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。

第５２条第１項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満

３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳未満保育認定子ども」に、「前条第１項」を「第５１条第１項」に、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満３歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附則第５項中「特定地域型保育事業者（」の次に「満３歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第６条第３項の条例で定める日）

２　児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）附則第６条第３項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

令和８年１１月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第７４号

戸田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

戸田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年条例第４５号）の一部を次のように改正する。

第１３条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１３条の２　乳児等通園支援事業者は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附　則

この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。

令和８年１１月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第７５号

戸田市下水道条例の一部を改正する条例

戸田市下水道条例(昭和４７年条例第２１号)の一部を次のように改正する。

第３条の２中「第７条第２項」を「第７条第３項」に改める。

附　則

この条例は、下水道法等の一部を改正する法律（令和８年法律第６５号）附則第１条本文の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

令和８年１１月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第７６号

戸田市火災予防条例の一部を改正する条例

戸田市火災予防条例(昭和３７年条例第３号)の一部を次のように改正する。

第１８条に次の１項を加える。

３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第１９条に次の１項を加える。

３　個体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。

第２０条に次の１項を加える。

３　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第１８条第３項の規定を準用する。

第２１条に次の１項を加える。

３　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第１８条第３項の規定を準用する。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

令和８年１１月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第７７号

戸田市交通災害共済条例を廃止する条例

戸田市交通災害共済条例（昭和５０年条例第６号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（戸田市交通災害共済条例の廃止に伴う経過措置）

２　施行日前に発生した交通事故による災害に限り、この条例による廃止前の戸田市交通災害共済条例第８条から第１２条まで、第１４条及び第１５条の規定は、なおその効力を有する。

３　前項の規定による経理処理は、一般会計で行うものとする。

（戸田市交通災害共済基金条例の廃止）

４　戸田市交通災害共済基金条例（昭和５０年条例第７号）は、廃止する。

（戸田市特別会計条例の一部改正）

５　戸田市特別会計条例（昭和３９年条例第８号）の一部を次のように改正する。

第１条中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号から第７号までを１号ずつ繰り上げる。

（戸田市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置）

６　前項の規定による改正前の戸田市特別会計条例の規定による交通災害共済事業特別会計に属する資産及び債権債務並びに歳計余剰金は、一般会計が引き継ぐものとする。

令和８年１１月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第７８号

戸田市火災共済条例を廃止する条例

戸田市火災共済条例（昭和６１年条例第３７号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（戸田市火災共済条例の廃止に伴う経過措置）

２　施行日前に発生した火災による被害に限り、この条例による廃止前の戸田市火災共済条例第１０条から第１３条まで、第１５条及び第１６条の規定は、なおその効力を有する。

３　前項の規定による経理処理は、一般会計で行うものとする。

（戸田市火災共済基金条例の廃止）

４　戸田市火災共済基金条例（昭和６１年条例第３８号）は、廃止する。

（戸田市特別会計条例の一部改正）

５　戸田市特別会計条例（昭和３９年条例第８号）の一部を次のように改正する。

第１条中第３号を削り、第４号を第３号とし、第５号を第４号とし、第６号を第５号とする。

（戸田市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置）

６　この条例による改正前の戸田市特別会計条例の規定による火災共済事業特別会計に属する資産及び債権債務並びに歳計余剰金は、一般会計が引き継ぐものとする。

令和８年１１月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第７９号

東部分署庁舎改築等工事請負変更契約について

東部分署庁舎改築等工事請負変更契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第９号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

記

１　工 事 名　　東部分署庁舎改築等工事

２　場　　所　　戸田市下前一丁目８番外

３　工事内容　　東部分署庁舎の改築等に伴う工事

４　金　　額　　変更前　金２,２９２,７９４,６４２円

変更後　金２,５７７,４９５,５１１円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金 234,317,773 円)

５　工　　期　　変更前　令和１０年３月１０日まで

変更後　令和１０年５月３１日まで

６　契 約 者　　さいたま市浦和区北浦和三丁目６番５号

斎藤工業株式会社

代表取締役　斎　藤　恵　介

令和８年１１月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第８０号

戸田南小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事請負変更契約について

戸田南小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事請負変更契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第９号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

記

１　工 事 名　　戸田南小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事

２　場　　所　　戸田市本町四丁目２１０５番外

３　工事内容　　戸田南小学校教室棟の増築等に伴う工事

４　金　　額　　変更前　金２,１６３,９９７,０００円

変更後　金２,３０７,４６８,３２５円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金 209,769,847 円)

５　工　　期　　令和７年７月８日から

令和９年７月３０日まで

６　契 約 者　　さいたま市浦和区北浦和三丁目６番５号

斎藤工業株式会社

代表取締役　斎　藤　恵　介

令和８年１１月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第８１号

財産の処分について

下記のとおり財産を処分するものとする。よって、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第９号）第３条の規定により、議会の議決を求める。

記

１　処分する財産

土地

所在 （従前地）	仮換地地積（㎡）
戸田都市計画事業新曽第一土地区画整理事業地内 仮換地　３４街区７画地 （大字新曽字稲荷１４７３番１）	２４３
戸田都市計画事業新曽第一土地区画整理事業地内 仮換地　３４街区８画地 （大字新曽字芦原２５１０番４）	８５
戸田都市計画事業新曽第一土地区画整理事業地内 仮換地　３４街区９画地 （大字新曽字芦原２１０４番３）	１２０
戸田都市計画事業新曽第一土地区画整理事業地内 仮換地　３４街区１０画地 （大字新曽字稲荷１４４５番８）	１２６

建物

所在	家屋番号	種類	構造	床面積（㎡）
戸田市 大字新曽 字稲荷	１４８２番１	児童福祉施設	鉄骨造鋼板ぶき２階建	１階 １８７．１５ ２階 １８４．３７

２　処分方法　　一般競争入札による売却

３　処分価格　　３１０，０００，０００円

４　処　　分　　先　　蕨市錦町四丁目８番２６号

大尚株式会社

代表取締役　福　留　昭　彦

令和８年１１月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第８１号参考

入　　札　　結　　果

（消費税及び地方消費税の額含む。単位円）

入札参加者	入札価格	摘 要
大　　尚（株）	３１０,０００,０００	落札
（株）ラ　イ　ト　ア　ッ　プ	２３１,１８１,００８	
（福）戸　田　わ　か　く　さ　会	２１０,０００,０００	
ＮＰＯ法人ステップベース	１８７,０００,０００	
（株）ラ　イ　ズ　ウ　ェ　ル	失格	

（消費税及び地方消費税の額含む。単位円）

最低処分価格	１７５,４４０,０００

議案第８２号

指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定したいから、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

彩湖・道満グリーンパーク外１４７公園　別紙のとおり

２　指定管理者候補者の名称

戸田市美女木八丁目１５番地の４

公益財団法人戸田市水と緑の公社

３　指定する期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

令和８年１１月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

別紙

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

１	彩湖・道満グリーンパーク	２６	惣右衛門公園
２	後第一公園	２７	天王公園
３	後第二公園	２８	根木橋公園
４	喜沢第一公園	２９	山宮公園
５	喜沢第二公園	３０	修行目公園
６	氷川公園	３１	新田公園
７	上町第一公園	３２	夏浜公園
８	東町公園	３３	柳坪公園
９	上町第二公園	３４	笹目公園
１０	元蕨第二公園	３５	番匠免公園
１１	鍛冶谷町公園	３６	緩衝緑地
１２	元蕨第一公園	３７	荒井前公園
１３	元蕨第三公園	３８	後谷第一公園
１４	下町公園	３９	後谷第二公園
１５	砂場公園	４０	下戸田第一公園
１６	立野際公園	４１	下戸田第二公園
１７	野竹公園	４２	下前公園
１８	圃中公園	４３	中町公園
１９	早瀬公園	４４	北部公園
２０	美女木公園	４５	外仲田公園
２１	堀ノ内公園	４６	谷口北公園
２２	美笹公園	４７	山宮北公園
２３	谷口公園	４８	後谷公園
２４	薮雨公園	４９	新田口公園
２５	重瀬公園	５０	早瀬東公園

５１	川岸公園	７６	本町４丁目児童遊園地
５２	笹目南さくら公園	７７	本村公園
５３	稲荷木公園	７８	南町児童公園
５４	後谷児童遊園地	７９	南町児童遊園地
５５	曲尺手遊園地	８０	戸田公園駅西口緑地
５６	上前谷遊園地	８１	戸田公園駅東口緑地
５７	川岸３丁目遊園地	８２	戸田公園駅南緑地
５８	喜沢２丁目児童公園	８３	芦原たんぼ公園
５９	喜沢南公園	８４	（仮称）２号公園
６０	喜沢南児童遊園地	８５	馬場公園
６１	けやき公園	８６	大前公園
６２	下戸田１丁目児童公園	８７	笹目南公園
６３	下前１丁目遊園地	８８	ボール公園
６４	菖蒲遊園地	８９	荒川水循環センター上部公園
６５	立野際小公園	９０	噴水公園
６６	中町２丁目児童遊園地	９１	新曽沖内児童遊園地
６７	新曽南１丁目児童遊園地	９２	喜沢南１丁目児童遊園地
６８	新曽南４丁目児童遊園地	９３	下前児童遊園地
６９	新曽柳原児童遊園地	９４	新曽北町児童遊園地
７０	根木橋児童遊園地	９５	川岸みんなの広場
７１	馬場ふれあい公園	９６	喜沢２丁目児童遊園地
７２	氷川町１丁目児童公園	９７	早瀬児童遊園地
７３	氷川町児童遊園地	９８	喜沢南２丁目児童遊園地
７４	本町１丁目児童遊園地	９９	本町３丁目児童遊園地
７５	本町５丁目児童遊園地	１００	芦原ちびっ子広場

１０１	南根木橋児童遊園地	１２６	かじやさくら緑地
１０２	後谷団地児童遊園地	１２７	新曽小玉緑道
１０３	戸田橋下広場	１２８	柳原南広場
１０４	新曽南児童遊園地	１２９	稲荷広場
１０５	向田児童遊園地	１３０	大前緑地（南）
１０６	上前児童遊園地	１３１	向田緑地（南）
１０７	笹目夏浜児童遊園地	１３２	喜沢南公共広場
１０８	笹目川親水公園	１３３	大前緑地（北）
１０９	戸田橋親水公園	１３４	北戸田駅南緑地
１１０	笹目１丁目児童遊園地	１３５	向田緑地（北）
１１１	下前稲荷広場	１３６	上戸田５丁目緑地（北）
１１２	川岸ミニパーク	１３７	上戸田５丁目緑地（南）
１１３	下戸田ミニパーク	１３８	戸田駅緑地（南）
１１４	みにばら広場	１３９	新曽小玉緑道（西）
１１５	こぶし公園	１４０	二枚橋ミニパーク
１１６	前谷公園	１４１	新曽沖内なかよし広場
１１７	向田ミニパーク	１４２	（仮称）２号広場
１１８	新田ふれあい噴水公園	１４３	戸田駅緑地（北）
１１９	川岸げんきミニパーク	１４４	新曽ミニパーク（戸田７２－１）
１２０	下前公園ゲートボール場	１４５	戸田２２
１２１	かじや緑地	１４６	新曽西の水辺のスポット
１２２	戸田駅緑地	１４７	戸田１
１２３	新曽小玉緑地	１４８	川岸さつき通り広場
１２４	本町２丁目万葉の花		
１２５	芦原広場		